国土交通省近畿地方整備局
Kinki Regional Development Bureau
Ministry of Land Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局
資料配布

配布日時	平成２７年５月２５日 １４時００分

件　　名	道路に関する新たな取り組みの現地実証実験（社会実験） 公募の開始について

概　　要	●国土交通省道路局では、地域におけるにぎわいの創出、まちづくりまたは道路交通の安全の確保等に資するため、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価し、もって新たな施策の展開と円滑に事業を執行することを目的とする現地実証実験（社会実験）を、公募により平成11年度から実施しています。 この度、平成27年度の公募を下記のとおり開始いたします。 ●申請者 実験を実施しようとする地方公共団体（複数の地方公共団体にまたがって実施しようとする場合は、代表となる地方公共団体）とします。 ●受付期間 平成２７年５月２５日（月）～平成２７年６月１９日（金） ●近畿地方整備局管内における社会実験については、近畿地方整備局道路部道路計画第二課において申請書類を受け付けます。また、実験内容や申請等に関する事前相談、問い合わせを随時受け付けております。 ●公募要領、公募申請書（様式）は以下のホームページからダウンロードできます。 http://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html

取　扱　い	――――――――――――――――――――

配布場所	近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

問合せ先	近畿地方整備局　道路部 道路計画第二課　課長　　大嶋　勝彦（内線4251） 課長補佐　阪本　良夫（内線4252） 電話　06-6942-1141（代表）　06-6945-7420（直通）

道路に関する新たな取り組みの現地実証実験を公募します（平成27年度）

現地実証実験とは

地域におけるにぎわいの創出、まちづくりまたは道路交通の安全の確保等に資するため、社会的に影響を与える可能性のある道路施策の導入に先立って、関係行政機関、地域住民等の参加のもと、場所や期間を限定して当該施策を試行・評価する実験のことです。

1. 申請者

実験を実施しようとする地方公共団体とします。

なお、複数の地方公共団体にまたがって実施しようとする場合の申請者は、代表となる地方公共団体とします。

2. 公募書類受付期間

平成27年5月25日（月）～平成27年6月19日（金）

3. 実施体制

社会実験の実施に当たっては、関係者からなる協議会等（以下、「協議会等」）（実験実施までに発足していること）を組織することとします。

その際、協議会等には、関連する地方公共団体及び国土交通省（国道事務所または地方整備局等）が構成員（オブザーバーである場合も含む）に含まれることが必要です。

4. 公募要件

応募する実験は、下記①②のいずれかを満たす必要があります

①新規施策を導入・実施するにあたり、現地で実証実験を行うことにより地域住民等の合意形成を図る必要があって、かつ当該施策が全国的に周知・推奨すべき取組であるもの。

②道路の構造、占用等に関係する法令、基準、通達、事務連絡等の見直し（運用に関する場合を含む）に結びつく可能性のある先進的な施策で、その効果や課題の検証を現地での実証実験により行うことが必要なもの。

5. 応募方法

公募要領、公募申請書（様式）を以下のホームページからダウンロードし、提出して下さい。

国土交通省ホームページURL　http://www.mlit.go.jp/road/demopro/public_offering/offer.html

6. その他

- 実験の実施期間は平成27年度中となります。また、同年度内に結果をとりまとめて報告していただきます。
- 国土交通省が負担する費用は、実施計画の策定のための費用、実施の準備・仮設のための費用、実施・運営のための費用、各種調査のための費用、効果分析・評価のための費用です。恒久的な施設整備のための費用や催事・イベントに係る経費については対象となりません。
- 協議会等において、別途独自に予算を調達していただくことも可能です。国土交通省が負担する額は1，000万円以下とします。

提出先・問合先　近畿地方整備局　道路部　道路計画第二課　（TEL　06-6945-7420）